

地震から大切なものを守りたい

あなたの家は大丈夫!?



木造住宅の耐震診断・耐震改修等の費用の一部を補助します

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、建物の倒壊によって多くの被害を受けました。熊本地震でも木造住宅の多くが倒壊し、未だ仮設住宅に暮らす住民の方がいらっしゃいます。南海トラフ地震に備えて、あなたの家の耐震診断を行い耐震改修工事等をおこなしましょう。今治市では、木造住宅の耐震診断や耐震改修工事等を行う方に、費用の一部を補助しています。

《耐震診断》

耐震診断詳細はこちら



住宅の耐震性を診断する費用を補助します。(先着順で予算の範囲内)

「1.耐震診断技術者派遣制度」と「2.耐震診断補助制度」の2種類あります。

対象建物	①昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅（枠組壁工法・丸太組工法・大臣等の特別な認定を得た工法のもの是对象外） ②地上階数が2階以下で、延べ面積が500㎡以下のもの ③次の用途の住宅が該当します ・専用住宅（共同住宅および長屋住宅は対象外） ・併用住宅（延べ面積の過半の部分が住宅の用途に供されているもの）
対象者	①対象となる住宅の所有者 ②世帯全員に市税の滞納がないこと
1.耐震診断技術者派遣制度	「愛媛県建築士会木造住宅耐震診断技術者派遣名簿」に登録された耐震診断技術者を派遣し、耐震診断を行います。 〈自己負担額〉 耐震診断評価手数料（3,000円または9,900円） ※評価料は評価機関により異なります。 ※申請（ご相談）時には、 令和4年度固定資産税納税通知書 をお持ちください。
2.耐震診断補助制度	「愛媛県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた建築士事務所を申請者が選定し行う耐震診断費用の補助を行います。 〈補助金額〉 補助対象経費の3分の2以内で限度額5万円 ※補助対象経費に消費税は含めません。
受付期間	令和4年4月18日（月）～令和5年1月31日（火）

《耐震改修等》 ※まずは耐震診断を受けてください。

耐震改修詳細はこちら

耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満である木造住宅の「1.耐震改修工事費」、または「2.耐震シェルター設置工事費」の補助をします。(先着順で予算の範囲内)



対 象 建 物	①耐震診断事業と同じ ②耐震診断の結果、上部評点が 1.0 未満であるもの
対 象 者	①対象となる住宅の所有者 ②世帯全員に市税の滞納がないこと
1.耐震改修工事補助制度	改修後の上部構造評点が1.0以上となる耐震改修工事費に補助します。 〈交付要件〉 ①評価委員会等にて耐震改修計画の評価を受けたもの ②耐震改修工事監理がされるもの ③リフォーム瑕疵保険に加入されたもの ④耐震改修工事を実施するもの ⑤「愛媛県木造住宅耐震改修登録事業者」の登録を受けた事業者が実施する耐震改修工事 〈補助金額〉 ・耐震改修工事費：補助対象経費の5分の4以内で限度額100万円 ※補助対象経費に消費税は含めません。
2.耐震シェルター設置工事補助制度	耐震シェルター設置工事費に補助します。 〈交付要件〉 公的機関により安全性の評価を受けたもの、構造計算により安全性が確かめられたもの又はその他知事が認めるものを設置するもの 〈補助金額〉 補助対象経費以内で限度額 40 万円 ※補助対象経費に消費税は含めません。
受 付 期 間	令和 4 年 4 月 18 日 (月) ~ 令和 4 年 11 月 30 日 (水)
代 理 受 領 制 度	耐震改修等にかかった費用から補助金額を差し引いた額を業者に支払い、補助金は市から業者に直接支払う代理受領制度をご利用できます。

※申し込みを希望される方は、必ず事前にご相談ください。

※申込用紙等は、本庁建築課（第 2 別館 10 階）にあります。

また、市役所ホームページからもダウンロードできます。

申込・問合せ先

本庁建築課

〒794-8511 今治市別宮町 1 丁目 4 番地 1 (本庁 第 2 別館 10 階)

電話 (0898) 36-1566 FAX (0898) 25-2015

※FAX でのお申し込みは受け付けできません

令和 4 年度版